

鎌倉時代の神泉苑請雨経法指図

財団法人藤井永観文庫所蔵「神泉苑請雨経法道場図」の紹介

松本 郁代 (日本学術振興会特別研究員)

立命館大学アート・リサーチセンター

E-MAIL inv24005@fc.ritsumei.ac.jp

はじめに

請雨経法とは、主に神泉苑で行われた祈雨の修法であり、同苑は、天長年中に東寺の空海と西寺の守敏が祈雨の法力を争った説話等^①で有名になった霊池でもある。しかし、神泉苑や請雨経法に関する論考のほとんどは平安時代の問題として扱われ、鎌倉時代以降の神泉苑は、一部を除き苑池の荒廃と請雨経法が中絶した様相のみが語られているに過ぎない^②。

神泉苑が祈雨・止雨の定壇として認識されたのは、天慶年間、つまり十世紀半ばからである。神泉苑は大早から京中の人々を救う苑池となり、祈雨法によって効験を顕す僧が相次いだ。祈雨法には、孔雀経法や請雨経法が行われたが、神泉苑では特に請雨経法が行われた。しかし、平安時代末期には、火災や治承寿永の乱等による相次ぐ災害によって神泉苑は廃墟と化し、建久二年(一一九一)の神泉苑の状況は、「神泉苑近年荒廢、縦雖被洒掃汚穢死骸等無四壁者、不叶閉四門禁不淨、就中、於東門者、堅閉之、而外垣皆無実、門戸無形、狼藉不淨、争得禁止、其所已付法、其勤又有闕歟」という有様であった。

鎌倉時代における神泉苑の祈雨は主に孔雀経説経が行われていたが^③、建保元年(一一二二)八月八日「今夜被始請雨経法、成宝僧正、此法永久年中後九十余年断絶、今度被修之、江阿闍梨以人夫百人許、修治池并庭上、悉私其垢穢、是故実云々」という記事によって、永久五年(一一一七)以来初めて神泉苑での請雨経法が再開されたことが判明する。

財団法人藤井永観文庫には、「神泉苑請雨経法道場図」一幅(縦八二・一×横五七・五cm)が所蔵されている。本図は、二〇〇三年十一月にアート・リサーチセンターで開催された「中世の密教世界―修法の覇者が夢のあと。―」展で展示されたものであり、文永十年(一二七三)七月十日、神泉苑で行われた請雨経法の際の仮屋指図である。注書には、請雨経法が行われた十二日夜、醍醐寺理性院仙覚僧都が所見分を画した旨と、文永十年に同僧都が描いた自筆草案の図を、明德四年(一一三三)八月二十六日に東寺観智院二世賢宝が写し、伴僧交名を加えた旨が記されている。この時の導師は勧修寺長吏道宝(非長者)、伴僧は勧修寺流の僧であった。なお本図は、もともと東寺観智院金剛藏聖教であったことが調査によって判明している^④。

神泉苑図で最古のものは、永久五年（一一一七）六月十四日に行われた請雨経法の指図である。^⑥ 永久五年の指図写は、寿永二年（一一八三）写「請雨経法指図」（仁和寺御経藏・御八六・一）が土谷恵氏によって紹介されている他、^⑦ 数本が現存している。また、鎌倉時代の神泉苑請雨経法指図には、奈良国立博物館所蔵、弘安二年写（一二七九）「神泉苑図」一幅（縦一三九・三×横八六・四cm）が存在する。この図は、延応二年（一二四〇）七月、醍醐寺座主実賢が導師となって修した際のものであり、弘安二年に西大寺叡尊が写したものである。

本稿では、藤井永観文庫所蔵の指図を紹介しながら、請雨経法が再開された鎌倉時代中期の神泉苑請雨経法指図と他の指図等を比較分析し、描かれた神泉苑請雨経法指図から鎌倉時代の請雨経法の実体に迫ってみたい。

一、藤井永観文庫本指図の翻刻

本章では、藤井永観文庫所蔵、明德四年賢宝写「神泉苑請雨経指図道場図」の翻刻を行う。

【翻刻凡例】

- 一、漢字の表記は原則として現行のものに統一した。
- 一、読点は私に付した。
- 一、改行は、「」で示した。
- 一、【図2】（次頁掲載）に付した①～⑩の文字群については、番号に従って翻刻した。

一、【図2】のなかで、指図部分【図3】については、略図を作成

し、文字群に番号を付し翻刻した。

一、略図は【供所図】【大阿闍梨宿所図】【伴僧宿所図】【道場図】であり、【図3】に対応している。

一、裏書は、別途写真を掲載し翻刻した。

I 【図2】翻刻

①見出書

文永十年七月十日於神泉苑被行請雨経法仮屋等図、大阿闍梨権僧正非長者 勅修寺道宝長史」

②注書

十二日之夜聽聞之次、所見之分許図之、

不知委細、又一見之間、定有僻事歟、

正供奉三人尋聞テ可再説之、

右、理性院仙覚僧都自筆草案也、今以

件本写之了、伴僧交名松注加之了、

明德四年八月廿六日 賢宝記之」

③北門

机机、自門三丈許奥立之、

不淨人不可来入、又赤色物不可来入之、

板ノ面図ノ方六寸下ホソ作之、檜木也、

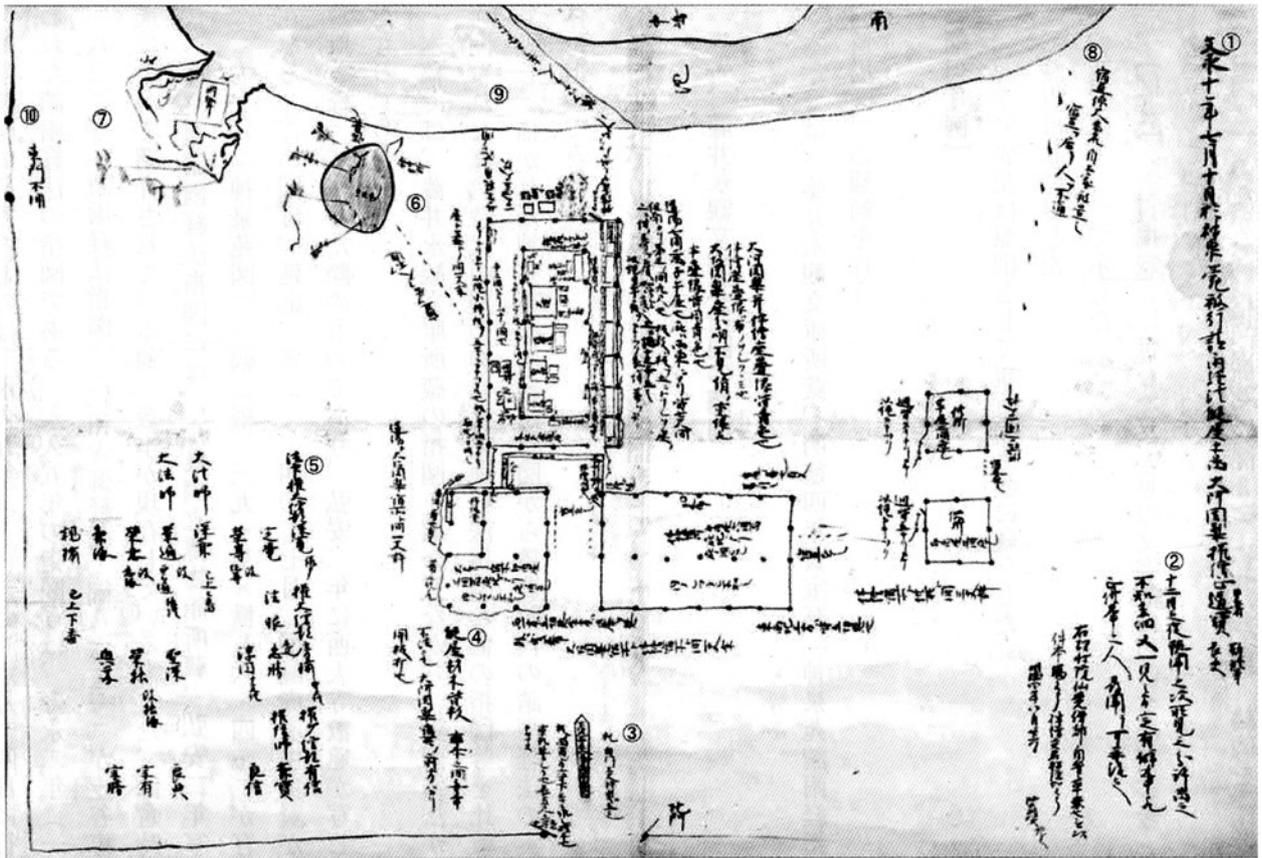
卒塔婆カシラ也、長五尺三寸土上」

キサナス、

④仮屋材木皆杉、率爾三間、毎事、

不法歟、大阿闍梨宿所ノ前方ハカリ

開板打也、



【図2】

⑤法印権大僧都深覚護摩 権大僧都房瑜聖天供 権少僧都有信

定覚聖徳 法眼 忠勝 権律師 兼宝

栄尊改 淳円十二天供 良信

深兼已上之香 聖深

大法師 栄遍改 神供 兼海 宗有

兼意改 宗能改 能海 宗勝

兼海 興尊

親瑜已上之香

⑥神供所

ツカ也、

宿直在之、

⑦關伽井

シメ、

⑧宿直仰大番衆、自公家被置之、

宿直ヲ居テ人ヲ不通、

⑨中嶋

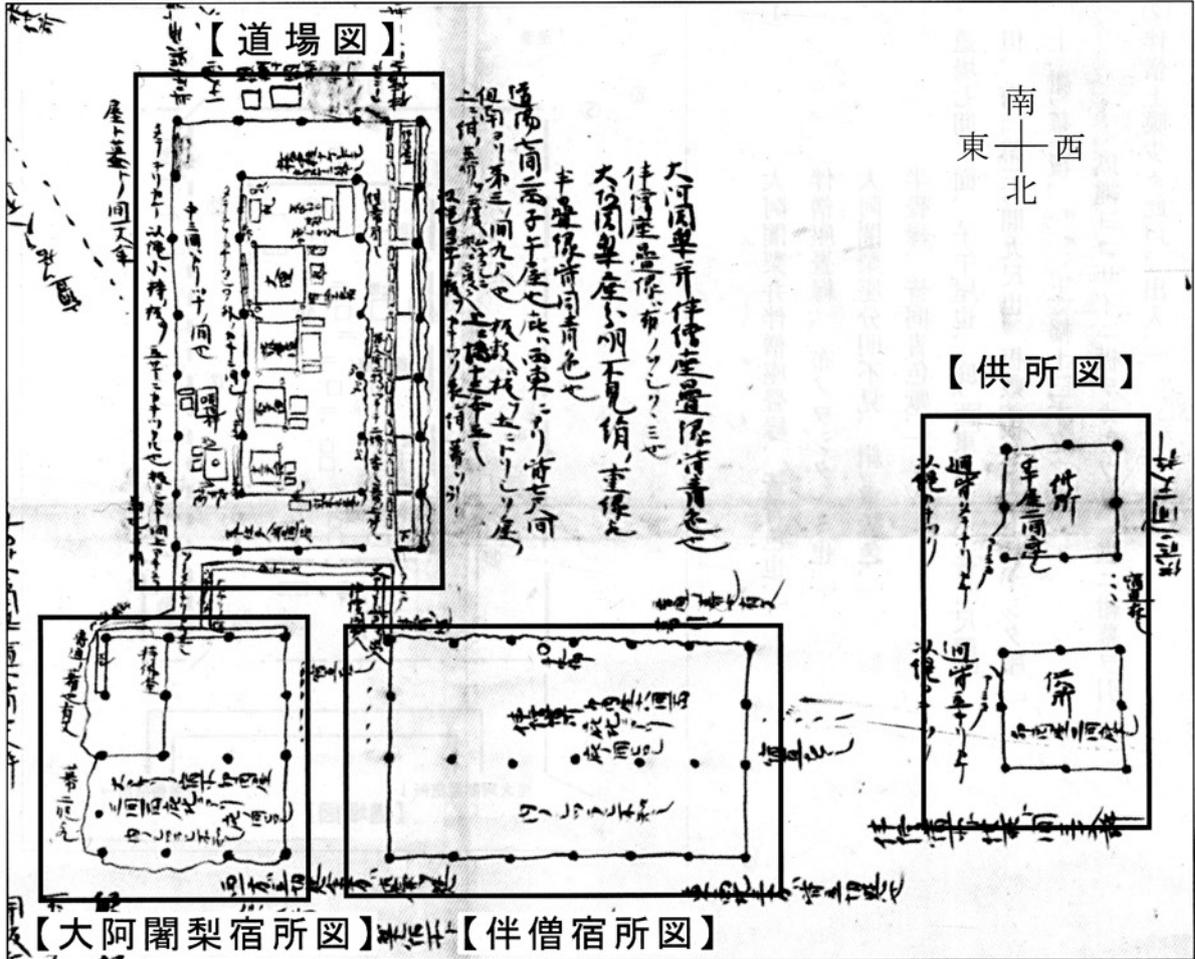
池

南

藻ヲワキテ人ノトホリタルアリ、

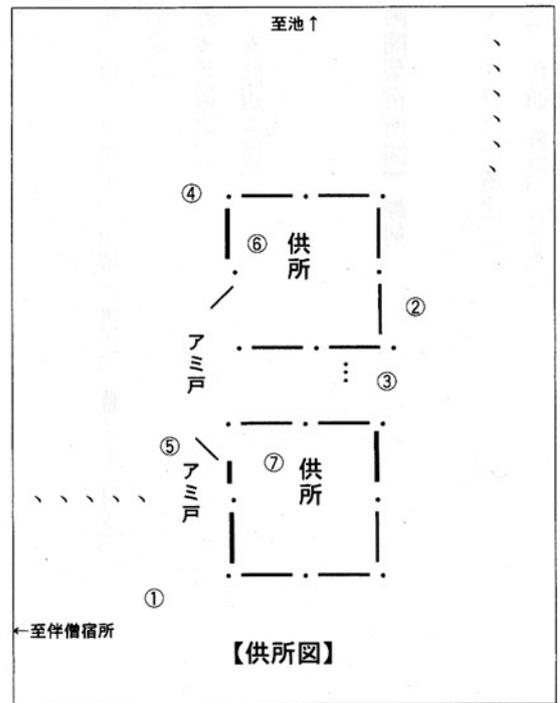
⑩東門不開

次頁の【図3】に示したように、指図を〔供所図〕〔道場図〕〔大阿闍梨宿所図〕の仮屋毎に内容を分割して翻刻する。



【図3】

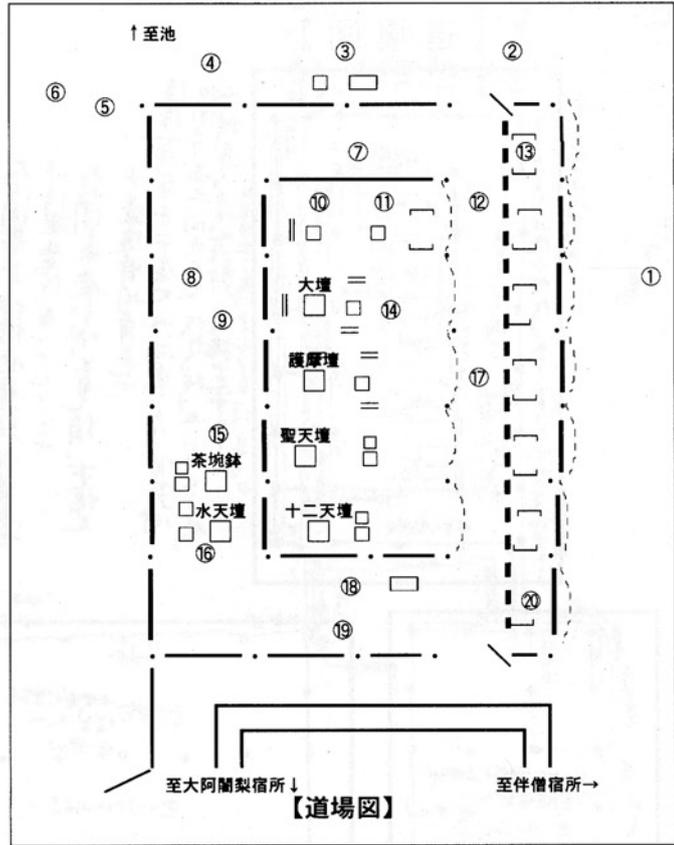
- ① 伴僧宿所、供僧宿所、間三丈許、
- ② 供所二、間一丈許、
- ③ 宿所在之、
- ④ 廻皆タテキリカケ、
- ⑤ 廻皆タテキリカケ、
- ⑥ 以繩カキツリ、
- ⑦ 子午屋二間庇ナシ、
- ⑧ 卯酉屋二間庇ナシ、



II 供所図 翻刻

(111)

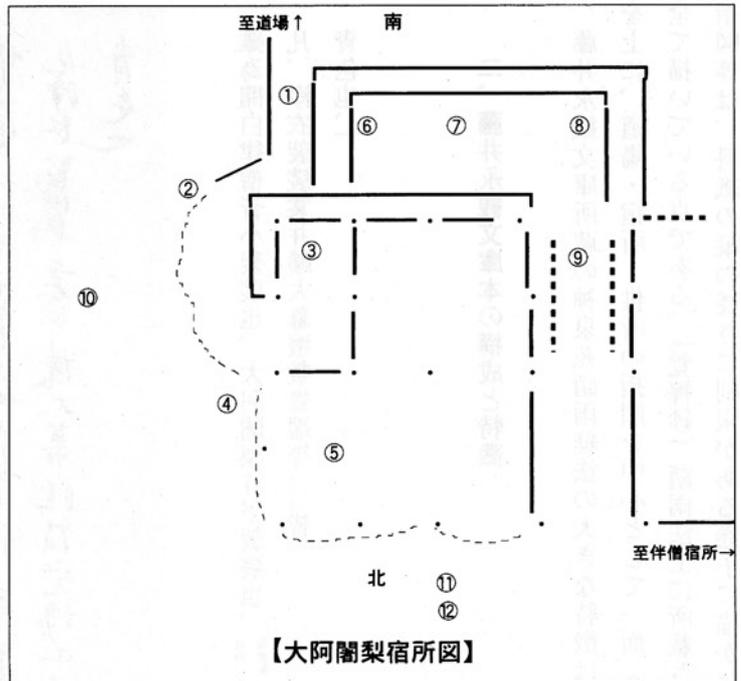
Ⅲ【道場図】翻刻



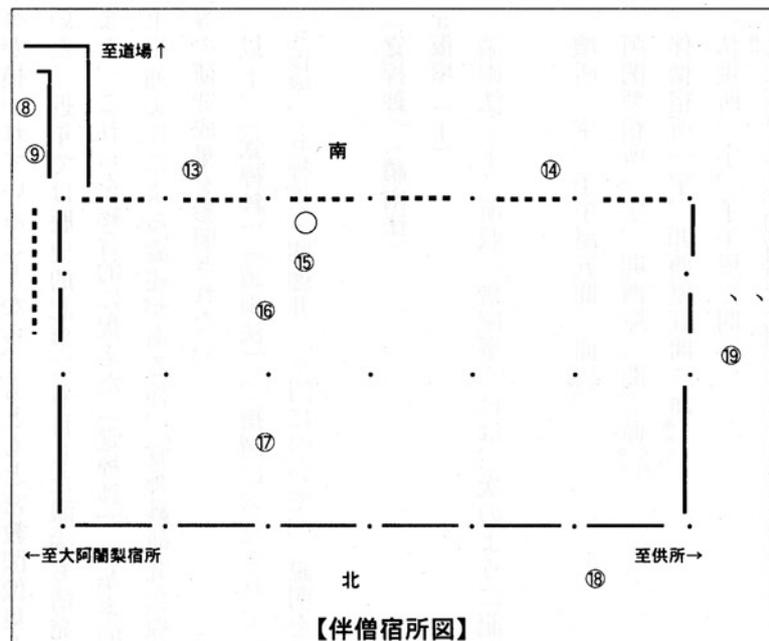
- ① 大阿闍梨并伴僧座畳縁、皆青色也、
伴僧座畳縁、布ノヲシタ、ミ也、
大阿闍梨座分明不見、絹、重緑色、
半畳縁、皆同青色歟、
- 道場七間二面、子午屋也、庇ハ西東ニアリ、皆七尺間
但、南ヨリ第三ノ間九尺也、板敷ハ板ヲ土ニトリ、シタ屋ノ
上ニ紺ノ幕ヲ覆、
上ニ紺ノ幕ヲ覆、
以繩ヨコサイニ板ヲカキツリ、表ニ紺幕ヲ引、
- ② 伴僧上臈少々此戸ヨリ出入、
- ③ 闕伽小「闕伽大」

- ④ 此屋巽角ト池トノ間、一丈四五尺歟、
 - ⑤ タテキリカケ、以繩小持ノ板立サイニカキツクル也、板ミシカキ間、
上アキタリ、
南北アキ同之、
 - ⑥ 屋ト幕トノ間一丈余、
 - ⑦ 此幡中柱ナケシトモ
キリカケニ懸之、
 - ⑧ 中三間ハカリツチノ間也、
 - ⑨ タテキリカケ、ウシロノ外ノカキニ同シ、
 - ⑩ 本尊「燈」机
 - ⑪ 燈台「経机」大アサリ座
 - ⑫ 紺幕引之、
 - ⑬ 伴僧座上
 - ⑭ 本尊「礼、脇、脇」三衣箱
 - ⑮ 本尊
 - ⑯ 本尊
 - ⑰ 張文紙二枚ヲツキテ、二堺ニ書之、幕ノ上ニ付之、
紺幕引之、
 - ⑱ 机「乳木等置之、
 - ⑲ 承仕三人此辺ニ居、
 - ⑳ 下
- Ⅳ【大阿闍梨宿所図】翻刻
- ① ツイタテキリカケ置之、
 - ② 幕引之、普通ノ幕也、有文、
 - ③ エン、持仏堂

- ④ 幕二段敷、
- ⑤ 大アサリノ宿所、卯酉屋
三間一面、庇北ニアリ、庇ノ間ヒロシ
内ノシツラヒ不知之、
- ⑥ ウチイタ」大アサリノ道、
- ⑦ ウチイタ」
- ⑧ 大アサリ此戸ヲ出入」伴僧同出入、
- ⑨ 宿所在之、
- ⑩ 道場、大阿闍梨宿所ト間一丈許、
- ⑪ 西方ハ立切懸、余方ハ御簾ヲ懸」外ニ曳幕」
- ⑫ 大阿闍梨宿所ト伴僧宿所ト間一丈余、

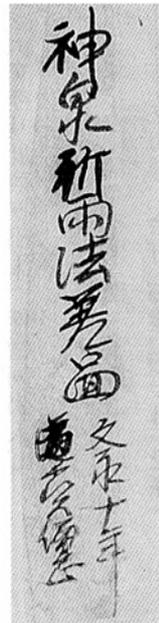


- ⑬ 伴僧道、
- ⑭ 普通ノ幕也、有文」幕引之、
- ⑮ 手水桶」
- ⑯ 伴僧宿所」卯酉座六間一面」庇北ニアリ、庇ノ間ヒロシ、
- ⑰ 内ノシツラヒ不知之、
- ⑱ 東西北三方ハ皆立切懸也、
- ⑲ 宿直在之、



V 【伴僧宿所図】 翻刻

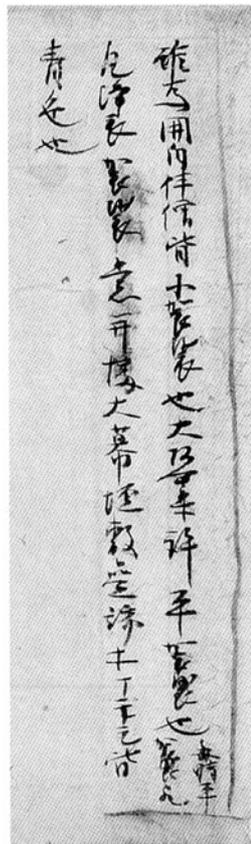
VI 【裏書1】 翻刻



【裏書1】

神泉苑祈雨法差図 文永十年
通至僧正

VII 【裏書2】 翻刻



【裏書2】

雖為開白律僧皆小袈裟也、大阿闍梨許平袈裟也、
凡、淨衣袈裟裳并幡大幕壇敷疊端等毎時、平
袈裟敷、皆「
青色也、」

二、藤井永観文庫本の構成と特徴

藤井永観文庫所蔵の神泉苑請雨経法の大きな特徴は、池のある南を上に、道場・宿所・供所の指図を中心として一面（四紙貼継）に全て描いている点である。『覚禅鈔』請雨法上に所載されている仮屋指図等は、料紙の縦の長さに制限がある卷子に描かれているため、

大きさの比率がわかりにくいですが、本図は一面に描かれているためイメージを捉え易い。また請雨経法を修した時期や、導師・供僧の情報なども書かれ、年代や実修の主体となった法流を把握することもできる好史料である。

本章では、『覚禅鈔』（請雨法上・下）に所収されている請雨経法指図と、藤井永観文庫本（以下藤井本と称す）の指図等を比較しながら、本図の構成と特徴を把握したい。『覚禅鈔』は、勸修寺流興然や醍醐寺勝賢の付法弟子の覚禅（一一四三～一二一三以降）が撰述した密教修法を尊法毎に集大成した書である。各尊法に本尊や壇図等が描かれていることから、もともと密教図像集として捉えられていた。近年では歴史的記事に着目した議論も活発に行われている。また、これらを総合的に捉えた『覚禅鈔』の基本的性格については、上川通夫氏による論述がある他、覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』等の研究成果を参照されたい。

以下、『覚禅鈔』（請雨法）で指図に言及されている記事を引用し（a 仮屋、b 神供・闍伽井、c 門について）、説明を進めたい。

『覚禅鈔』（請雨法）

a 仮屋（1）

請雨法（下）所収「借屋事」には、次のように記してある。

壇所一字、子午屋五間三面 東西南
在此

阿闍梨宿所一字、卯西屋二間二面 南北
在此

伴僧宿所一字、卯西屋五間一面 南在此

仏供所一字、子午屋二間

人供所一字、卯西屋二間 南在此

五字之内、壇所并阿闍梨宿所、以青色幕覆屋上、引廻四面也、伴

僧宿所、南面許曳互之、

此事、公家被儲之、依伴僧行事等下知官人等令造也、

大雲經祈雨壇法云、若天亢旱時、欲祈請雨者、於露地作壇、除其

瓦礫及諸穢物、張設 青幕 文、

集經十一云、折開四方皆將皂布幕緯繞之、上方亦覆、於其幕內多懸

皂幡、

右の史料は、壇所・阿闍梨宿所・伴僧宿所・仏供宿所・人供所

の五字についての説明である。子午（北南）に壇所・仏供所が、卯

酉（東西）に阿闍梨宿所・伴僧宿所・人供所（神カ）が建てられていたこ

とにある。この五字は、藤井本仮屋指図にも描かれている。但し、

人供所（神カ）と仏供所との区別が藤井本（Ⅱ【供所図】）には記されてお

らず、仮屋の方角（子午屋）（卯酉屋）のみが記され、いずれも「供

所」と書かれている。従って、Ⅱ【供所図】で翻刻した図の上部の

供所（子午屋）が仏供所、下部の供所（卯酉）が神供所であったこ

とがわかる。また、藤井本には、これ以外に「神供所」と注書され

ている箇所が、Ⅰ【図2】翻刻で示した⑥にみえる。

仮屋（2）

請雨法（上）所収「神泉仮屋事」には、康平八年成尊阿闍梨様、

永保二年範俊阿闍梨様、永久五年勝覚僧都様の三種の仮屋について

説明されている。よって、これらの様式を紹介しながら、藤井本と

比較したい。

康平八年成尊阿闍梨様

彼状云、進行事蔵仮屋四字可候也、一字五間二面、壇所、一字三間、阿

闍梨宿所、一字七間番僧宿所、一字三間、供所也、壇所仮屋子午可

令立給、僧房者壇所北与東可候、供所者壇所西方爾五丈計相去可令

作給也、

壇所云上并四面純以青幕可令蓋透給、

（図1略す）

有説 先師所敷図

（図2略す）

有説 覚意僧都伝、濟延

卯酉借屋五間三面也、以青幕四方并屋上等引張、西端三間壇、南

北庇伴僧座、東端母庇等阿闍梨宿所也、総以青幡毎間數立、屋上

幡長八九尺計也 云々、

壇所作卯酉条異于常説 但大谷伝

寂圓入道説

（図3略す）

永保二年範俊阿闍梨様

（図4略す）

宿房等可尋注之、件仮屋上相違先例之由時人難之 云々、而事依率爾且

隨行事申請以本御読經所為其所、於仮屋等不可有式法之由、闍梨被

陳 云々、

永久五年勝覚僧都様

（図5略す）

已上兩説、以仮言注之、定

有相違歟、不可為指雨、

右史料は、主に①壇所、②阿闍梨宿所、③番僧宿所、④供所につ

いて説明されている。

このうち、康平八年（一〇六五）成尊阿闍梨様には、壇所（一字

五間二面）が子午（南北）の方向に、②阿闍梨宿所（一字三間）③

伴僧宿所（一字七間）が壇所の北と東に、④供所（一字三間）が壇

所の西に五丈許離れたところに建てられていた。

また、「有説」として、卯酉（東西）に向かって建てられた壇所の仮屋が五間三面であり、四方と屋根を青い幕で覆い、西端から三間は壇を、南北の庇に伴僧の座を設け、東端の母庇に阿闍梨等の宿舍を建て、間毎に青い幡を立てられていたとある。永保二年（一〇八二）範俊阿闍梨様には、宿坊の位置が「仮屋上」にあるのは先例に相違するとして、「本御説経所」を「宿房」の所とした旨が記されている。請雨法（上）巻に掲載されている図三（図1～図5）の内、図1には、壇所の東に「阿闍梨房三間」が描かれているが、図2には、「仮屋卯酉」の五間の一画、壇所の北にあたる場に「二間アサリ宿所」が描かれており、西の方向に向かって「伴僧宿所」三間が連続して描かれている。これらから、康平八年の指図と永保二年の指図では、阿闍梨宿所の位置が変化したことがわかる。

永久五年（一一一七）勝覚僧都様（図5）には、藤井本とほぼ同様の位置に阿闍梨宿所と伴僧宿所が描かれている。阿闍梨宿所の位置をめぐっては、土谷恵氏が寿永二年（一一八三）六月一日付、勝賢記「請雨経差図」を通じ次のように説明されている（傍線部は引用者）。

勝賢は永久指図や永久記を相伝しながらも、それらを実運の口伝や旧記に基づいて改め、改図したものを守覚に進上したのである。

この一文から、勝賢が作成した指図の阿闍梨宿坊の位置は、康平八年成尊阿闍梨様と同様、壇所の東の位置にあったことがわかる。しかし、藤井本の阿闍梨宿所の位置は永久五年勝覚僧都様と同様の位置に描かれている。よって、藤井本は、寿永二年に醍醐寺三寶院流の僧勝賢が仁和寺御室守覚法親王に注進した指図を採用しているものであるといえる。

この背景の一つとして、醍醐寺方と勸修寺方との競合関係が想定されるが、修法の差異に流派性を持たせようとする場合、その違いは阿闍梨宿坊の位置のみに留まる問題ではないと考えられる。

b 神供・閼伽井

請雨法（上）所収「神供」には、次のように説明されている（傍線部は引用者）。

師口云野、毎日修之、借屋南池側有大立石、於件処南向供之、作法如常、但十二天中央勧請三千界竜王主輪蓋大龍王、其左右請難陀龍王云々、又説谷云、丑寅泉神供云々、

道場差図（引用者注・「請雨経差図」）には、「永久度阿闍梨坊者、番僧房東在之、今依大壇便宜、任旧記」「此庇三坪、永久度南在之、今且依調供之便宜、且依南地殊為大壇之近方、改之」の注記があり、阿闍梨房の位置を永久時の伴僧房の東から大壇の東に移し、閼伽棚を置く道場の庇を、仏供等を調備する便宜のために南から北に移すなど、永久の指図を改めていることが知られる。（注『覚禅鈔』請雨法上所収の永久五年勝覚の神泉借屋図によれば、たしかに伴僧宿所の東に阿闍梨宿所が設けられていた）つまり、

藤井本（I・⑥）には、「ツカ也」と記されているのが、右史料の「大立石」（下線部）に相当すると考えられる。また、「ツカ」の斜め左上部には「閼伽井」（I・⑦）が描かれている。請雨法（上）所収「用水事」には、「池北有泉、閼伽井也云々」という説明がある。

また、随心院所蔵、正嘉元年（一二五七）六月六日付、勸修寺流の僧栄然の本奥書がある「龍供作法」（第七三箱第四二号）には、閼伽井について次のような説が挙げられている¹²⁾。

於閼伽井向北方修之、以閼伽井龍穴ト習故也、若仏舍利ヲ入ル、事アラハ、以閼伽井龍穴ト習之時^ハ、可入閼伽井也、大僧都御房^{成尊}、以閼伽井令修龍供給之由、古^キ正伝^ニ見^{タリ}、自第五日夜至第七日三夜修之^{云々}、

右の資料によると、閼伽井の北側で、龍供を行うのは、閼伽井を龍穴と習うためであるという。もし、仏舍利を入れるなら、閼伽井を龍穴と習う時、閼伽井に入れると説明され、これは、成尊が閼伽井で龍供を修した時の「古^キ正伝^ニ」に載っているものであるという。しかし、この龍穴についても異説があり、定まっていない¹³⁾。龍供とは、請雨経法の第五日目の夜から七日までの三夜に行われた修法であり、茅で作った龍の額に舍利を入れ、池中に放つというものである¹⁴⁾。これを放つ場（諸説あり）が龍穴にあたるとされている。また、次章で説明するが、奈良国立博物館本には、五龍祭として指図と絵図が記されている。

c 門について

請雨法（下）所収「門事」は、次の通りである。

開北門可出入来去、可閉東門、陀羅尼集経云、若欲出入来去之時、皆從西門出入来去、其余三門不得輒入^{云々}、

私云、依此文者、可開西門、何云北門哉、此近來事歟、本神泉西面八足也、而延命院僧都法驗之時、依雷火此門燒失畢、礙等今在之、仍其後西門出入之義不可有故、付陰開北門歟、

^{（北本）}此門之見入立札、其銘曰、不淨穢業輩不可來入、又赤色物不可持入、

右の史料では、北門を開き東門を閉める旨に對し、本来は西門を開くものであったとして「此近來事歟」と「私」の注が入っている。延命院僧都元杲（九一四〜九九五）が行った際に、¹⁵⁾「雷火」で西門が焼失したと説明されている。

藤井本の門は、東門（I・⑩）と北門（I・③）の二つが描かれている。東門は、右記の史料と同様、閉門している。そして、I・③の説明によつて、北門には、机が門より三丈ほど奥に置かれていたこと、檜で作られた卒塔婆の頭の板（土上に長さ五尺三寸）が立てられ、図のように六寸ほど下が細く作られていたことが分かる。板には、「不淨人不可來入、又赤色物不可來入之」と記されている。右の史料には、「不淨穢業輩不可來入、又赤色物不可持入」とあり、表現が少し異なる¹⁵⁾。

以上、本章では、「覚禪鈔」（請雨法）の指図に関わる記事を引用し、藤井本の指図と比較した。

三、鎌倉時代の神泉苑請雨経法

神泉苑における請雨経法の実修は、この永久五年以降しばらく中絶し、鎌倉時代、建暦三年（一二二三）八月八日に復興された¹⁶⁾。復興された背景については、現在議論が行われている過程にあるが、鎌倉時代の神泉苑指図の存在は、鎌倉時代の神泉苑や請雨経法の実体を明らかにする貴重な史料である。本章では、鎌倉時代の請雨経法指図である奈良国立博物館本（以下奈良博本と称す）と藤井本を

比較したい。

奈良博に所蔵されている弘安二年写「神泉苑図」は、北を上にして池全体と仮屋などを詳細に描いた大型のものである。この原図は、「此図東寺嚴成法印、醍醐寺実賢僧正被始行之時之様被図、墨、初度朱、第二度也」という注書から、醍醐寺座主実賢が請雨経法を修した際、東寺の嚴成法印が図したものであることがわかる。更に、「弘安二年^{乙卯}五月十三日記之、叡尊」の奥書から、嚴成法印が図したものを叡尊が写したものであるとわかる。また、図中には、「押紙云」で始まる朱書が散見する。これは図中の「押紙云、寛元二年六月廿六日、西西座主僧正実賢、於此法始行請雨経法、今度第二度也行儀法則事無相違」という一文から、寛元二年（一二四四）六月、実賢が「第二度」目に神泉苑で請雨経法を修した際の情報であるとわかる。

実賢が神泉苑で請雨経法を行ったのは、仁治元年（一二四〇）七月三日（十九日¹⁸）、寛元二年（一二四四）六月二十五日（三十日¹⁹）、宝治元年（一二四七）六月九日（二十三日²⁰）の三度である。本図は、このうち仁治元年と寛元二年（押紙）の際の神泉苑請雨経法の指図である。藤井本の構図は、ちょうど奈良博本の南半分の構図にあたり、両図に細かな違いが見られる。これは描き手の違いにもよるが、請雨経法の実修主体となった流派の違いも反映されていると考えられる。

奈良博本の請雨経法導師である実賢は、醍醐寺座主を経て東寺長者となった醍醐寺金剛王院流の僧である。一方、藤井永観文庫本の導師は勧修寺流の僧道宝である。醍醐寺と勧修寺は同じ小野流の寺院であつても流派を異にしている。流派を根拠にした請雨経法作法の細かな違いについては別稿で考えるところとして、ここでは、藤井本との違いを三点d壇所図、e西門、f五龍祭にしほって説明したい。

d壇所図

奈良博本と藤井本の違いを列挙すると次の通りである。

第一に、壇所の順番と配置が若干異なっている。藤井本は前章（Ⅲ【道場図】翻刻）で図示したように、苑池（南）の方から「大壇」「護摩壇」「聖天壇」「十二天壇」の順に並び、縦切懸によって壇所と隔てられている。「三間ハカリツチノ間」には、「茶碗鉢」と「水天壇」が置かれている。この「水天壇」は、ちょうど縦切懸を隔てた「十二天壇」の正面にあたる。一方の奈良博本の壇所の配列は、苑池（南）の方から「大壇」「護摩」「十二天」「聖天」となっており、藤井本と「十二天」と「聖天」の位置が逆になっている。「水天供」の位置は藤井本と同様である。また、藤井本「茶碗鉢」の位置に奈良博本は何も描かれておらず、奈良博本には上部（南方向）に孔雀明王の画像を正面に懸けた「高机」が描かれている。ちょうど、縦切懸を隔てた「大壇」の正面の位置にあたる。「高机」の注には「アカ一前」を「日中仏供二坏」、「後夜粥、初夜花水」をここに備えると記されている。

第二に、「伴僧座」の数である。藤井本では、「伴僧座」として二十人分の座と、伴僧が座す畳が七つ描かれている。一方、奈良博本では、「伴僧座畳」が五つと、十九人分の座が描かれている。これは、藤井本の壇所の大きさが「七間」で奈良博本が「五間」と、仮屋の大きさが異なっていることにもよる。

第三に、閼伽棚の扱いと苑池までの距離である。両図とも閼伽棚は壇所の南に置かれているが、壇所に「タテキリカケ」を増補した仮屋の内に「アカタナ」二台がおかれているのは奈良博本で、外に置かれているのが藤井本である。また、奈良博本では、閼伽棚の外にあたる「タテキリカケ」から苑池までの距離は「借屋去御池五丈許也」とあり、藤井本では、「閼伽棚」を外にした「タテキリカケ」

から「此屋異角池ノ間、一丈四五尺歟」と記されており、藤井本の方が池に近い所に壇を構えていることがわかる。

この他、奈良博本は、一間ごとに幡が図示されているが、藤井本は「ハタ」と文字で表記されている点や、「護摩壇」の後ろにあたる西正面には、伴僧交名が懸けられているのだが、その表記が異なっている。奈良博本では同じ壇場に「伴僧交名」と僧名を記した料紙を置いていた様子が描かれているが、藤井本では、壇場を隔てている紺幕の外に「張文紙二枚ヲツキテ、二堺ニ書之、幕ノ上ニ付之、紺幕引之」と文字で説明され、図としては、その位置を示す意味での長方形が描かれている。

e 西門

西門の描写と説明は、藤井本には描かれていない苑池の南上半分のものである。奈良博本には、次のように説明してある。

棟門増皮造
閉之

師云、旧口伝ニハ開此門出入、

北門ハ近例也、委ハ可伝口

決也、不載之、

此神泉苑旧記ニハ、四面ニ門アリ、委ハ可見古図ヲ在リ、但道ハ如此西面之門ニ雷火烧失之後、不造之築塞ク、

而今度修当之時又造立了、

この内容は、前章で紹介した「c 門について」と関連する説明である。本来、西門を出入りの門とすべきであったが、「近來」北門を開放することになったというものである。藤井本には、西門が全く

描かれていない点や、北門を出入りの門としていたことから、奈良博本に「今度修当之時又造立了」と記されているが、藤井本の存在から結局西門の「造立」は行われなかったことがわかる。

f 五龍祭

この情報は、藤井本に全く描かれていないが、奈良博本は、仮屋の他に、五龍祭の幡の絵図が上方（南）に拡大して描かれている。次に挙げるのが奈良博本に記された五龍祭の説明である。

【仮屋】

五龍祭仮屋也、被始行此法兼日アサリ秦（案カ）事由三ヶ日令祭之陰陽師所作也
八日早朝ニ結願、破居此屋ヲ畢、而請雨經法修中ニ、又祭五龍之間作此屋了、

【壇所西】

大幡十三本也、幡戟ノ龍頭皆向幡戟ニ緑青ヲ塗也、
幡各書十二天真言（梵字）次第如図、中央ハ十八幡也、金輪種子三形書之、幡青色、又立様各自座棟オシアク各棟木梁桁ニ戟ノ本ヲ釘ミナ打付、
又内陳（内カ）小幡廿八流（青）、懸様如図各皆書諸龍真言（梵字）

【仮屋】の内容は、苑池の東北に描かれている五龍祭仮屋指図に記されているものである。藤井本には描かれていないため、五龍祭を含んだ指図ではないことがわかる。また、仮屋から離れた壇所の西にも五龍祭の幡の説明が詳細に記されている。そして、この説明の通り、十三本の龍頭の幡戟が図繪され、十二天の幡と中央に十八幡の配列が明記されているものが指図上方（南東）に大きく描かれ

ている。

以上、奈良博本「神泉苑図」から、藤井本に描かれていない部分を中心に説明した。この二図は先述したとおり、鎌倉時代の神泉苑請雨経法の実体を示す史料として貴重なものである。奈良博本は、描写方法等から、絵図として後世に残すために描かれたという印象を持つが、藤井本は、請雨経法を行う現場で必要とされた文字情報が多く、現場で気づいた点を書き込んだ特色のある指図といえる。

おわりに

本稿では、藤井永観文庫所蔵「神泉苑請雨経法指図」の紹介と、他の神泉苑請雨経法指図とを比較し、その違いを説明してきた。

特に奈良国立博物館本と藤井永観文庫本の両図は、奈良博本が醍醐寺方、藤井本は勧修寺方と、もともと異なる流派の請雨経法指図である。本稿で取り上げた項目が、両図の流派の違いに基づいた指図の違いとして表出したものであるかについては、特に、中嶋での龍供作法に着目した更なる検討が必要である。また、藤井本と奈良博本に描かれた神泉苑の姿の違いにも注目すべき問題がある。これらは、勿論、描かれた時代や目的の違いにもよるが、延応二年（一二四〇）の様子を描いた奈良博本が、勢いある苑池の全図を描いているのに対して、文永十年（一二七三）の様子を描いた藤井本では、上部（南）に半分の苑池を描いているだけである。そして、藤井本には、苑池と中嶋の間にあたる苑池の中に、斜め一本線が引かれ「藻（金）ワキテ人（通）ノトホリタルアトアリ」と記されている。この一文から苑池には、人が中嶋まで往来した道ができていたことが判明する。

神泉苑は浚渫や清掃が行われていることから、そう深くない苑池であったと考えられるが、各流派における中嶋（善女龍王の住す場）に対する認識の違いとして考える余地があると思われる。

紙幅の関係から、本図の歴史的背景の問題まで論じられなかったが、絵図の背景には、図の描写だけでは収まりきれない程の多くの問題点が詰まっているといえる。さらに、鎌倉時代の神泉苑請雨経法指図を、神泉苑をめぐる流派の宗教構想⁽²⁾、あるいは、修法を支える思想的構図として捉え直すことによって、今後の課題につながっていくと思う。

注

- (1) 東島誠「隔壁の誕生—中世神泉苑と不可視のシステム—」（公共圏の歴史的創造—江湖の思想へ—東京大学出版会、二〇〇〇）は室町期の神泉苑を扱った論文である。《結果》の問題素材として神泉苑を捉えられ、長祿年間（十五世紀後半）の神泉苑相論を扱っている。平安時代までの研究成果としては、藪内晶「雨乞儀礼の成立と展開」（岩田書院、二〇〇二）が挙げられる。
- (2) 『玉葉』建久二年（一一九二）五月十四日条。
- (3) トレンソン・ステイーヴン「請雨経法と孔雀経法の研究—神泉苑における孔雀経法実修説への疑問—」（『仏教史学研究』四六—二、二〇〇三）では、治暦元年から永久五年まで神泉苑で行われた祈雨の修法は、請雨経法と孔雀経法であり、孔雀経法は一度も行われていなかったことを論じられている。
- (4) 『明月記』建保元年八月八日条。
- (5) この調査は、二〇〇三年度立命館大学二十一世紀COE「京都アート・エンタテインメント創成研究」のサブプロジェクト「真言密教を中心とする聖教世界の研究」における研究活動と、東寺宝物館の御判

断によって明らかになった。

- (6) 本図は、西田直二郎「神泉苑」(『京都史蹟の研究』吉川弘文館、一九六一、四九・五〇頁)参照。また、図版第二、田中勘兵衛氏所蔵「神泉苑古図」が掲載されている。
- (7) 土谷恵「中世初頭の仁和寺御流と三宝院流」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』勉誠社、一九九八)所収。
- (8) 『大正新脩大藏經』図像部、所収。
- (9) 上川通夫「院政と真言密教―守覚法親王の史的位置―」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御室の文献学的研究』勉誠社、一九九八、一七八頁～一八〇頁)の中の一節「(1)『覚禅鈔』の基本的性格」は、『覚禅鈔』研究の先駆的研究者である中野玄三氏の論を紹介されながら、『覚禅鈔』の特性をまとめられている。また、近年の研究成果としては覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』(親王院堯榮文庫、二〇〇四)が挙げられる。同書には、ブライアン・小野坂・ルパート「中世前期における祈雨及び祈雨記類聚―「請雨経法」に関する一考察―」が所収されている。併せて参照されたい。
- (10) 土谷恵、前掲論文(二五九頁)。
- (11) 修法をめぐる醍醐寺方と勧修寺方の競合関係については、松本郁代「鳥羽勝光明院の宝蔵と「宝珠」―院政期小野流の真言密教―」(覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』堯榮文庫、二〇〇四)で論じた。
- (12) 本史料は覚禅鈔研究会が随心院で『覚禅鈔』を調査した際の写真を参照した。本聖教は、『覚禅鈔』の箱に入っていたものである。内容は『覚禅鈔』ではないと判断されている。『覚禅鈔の研究』所収の資料編では、『覚禅鈔』と同じ箱に入っていた本資料を含む数点が『覚禅鈔』にあらざるか」として、目録に載せられている。
- (13) この点については、土谷恵前掲論文(二七一頁)参照。土谷氏の論をまとめると、次のような龍穴の位置の関する諸説が挙げられる。①

仁海説(中嶋東方の水底にある五、六尺ばかりの石)、②勝覚説(1東門と中嶋の間にある八尺ばかりの石)、(2中嶋の東面北方に護摩木(柳)があり、木の下の水底には南北に二石があり、その北方の石の下)、③覚俊説(1池良の底の石)(2中嶋の巽の石)、(3中嶋の乾の石)、④頼照説(中嶋の良方の柳の下の石)。これらの説を勝賢は一つに決定せず、『雨言秘記』に集め記した。

- (14) 天禄三年六月二十日(『日本紀略』)、天元五年七月十八日(『日本紀略』)、寛和元年六月二十八日(『日本紀略』)、寛和二年七月四日(『日本紀略』)に行われた。このうち、寛和元年(九八五)六月二十八日に始められた請雨経法によって、七月四日「今夜、電光不絶」(『日本紀略』)という状態になり、その翌日に結願されている。この「電光」によって、神泉苑西門が焼失したという意味か。
- (15) 『雨言雜記』所収「一、出入門事」には、「北大門出入也、余門不可開之、門内立札云、穢氣之人、赤色之物、不可来入之」と記されている。内容に違いはないが、表現方法が異なっている。
- (16) 『明月記』建保元年八月八日条には、「今夜被始請雨経法、成宝僧正、此法永年中後九十余年断絶、今度被修之、江阿闍梨以人夫百人許、修治池并庭上、悉払其垢穢、是故実云々」と記されている。
- (17) 紙背には「西大寺大慈院」と「高俊」の朱印が捺されている。なお、奈良国立博物館所蔵写真検索システム(<http://www.narahaku.go.jp/kensaku/kensaku.html>)で全図(「神泉苑図(叡尊書写)」)が閲覧できる。また、京都市歴史資料館には、「請雨経法神泉苑図」(大塚コレクシヨン)が所蔵されている。この図は、奈良博本「神泉苑図(叡尊書写)」を明治期に模写したものであり、平成16年11月5日～平成17年2月27日まで京都市歴史資料館で開催された「京のかたちⅢ―中世の明暗―」展で展示されていたものである。
- (18) 『平戸記』仁治元年七月八・十九日条。

- (19) 『平戸記』寛元二年六月二十六日条。このときの祈雨法は、はじめ、東寺長者仁恵が神泉苑で読経を行っていたが、二十七日間「無験」のため「逐電」し、『百練抄』『平戸記』、代わりに実賢が請雨経法を行い、二日後に「時々小雨」(『平戸記』)が降り始めたという経緯がある。
- (20) 『葉黄記』宝治元年六月九・二十三日条。この時は、「無験」(「一代要記」)、「不降雨」(『東寺長者補任』)であった。
- (21) 西弥生「醍醐寺成賢と密教修法」(『日本歴史』六七六、二〇〇四)では、建保三年六月に成賢が修した請雨経法とその成功を、醍醐寺三宝院流にとつての快挙と評価されている。

〔付記〕 本稿は二〇〇四年度文部科学省科学研究費助成金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。